

公 示 日:2026年6月3日(水)

調達管理番号:26a00309

国 名:ジンバブエ国

担 当 部 署:経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名:ジンバブエ国コメ研究開発生産アドバイザー業務(稲作技術)(現地滞在型)

適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

## 1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :稲作技術
- (2) 格 付 :2号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:ハラレ市
- (5) 全体期間:2026年7月下旬から2027年10月中旬
- (6) 業務人月:12人月

## 2. 業務の背景

ジンバブエ国は、国家開発戦略や農業政策において、農業を雇用創出及び外貨獲得の基盤と位置付けており、持続的な経済成長及び食料安全保障の確保を図るため、農業生産性向上及び市場志向型農業の推進を重点分野の一つとしている。しかし、コメについては2004年に戦略的穀物に指定されたものの、具体的な振興策の実施は限定的であり、国内需要の大半を輸入に依存している状況にある。

こうした中、2022年に同国大統領夫人が本邦のCARD協力を触れたことを契機として、「女性のための農業プログラム(Agric4She)」の下でコメ自給率向上を目指す方針が打ち出された。また、JICAが2023年から2024年にかけて実施した基礎調査では、適切な灌漑設備等を備えた圃場において高い収量が確認されるなど、潜在的な生産性向上の可能性が示された。一方で、同国のコメ生産は低収量であり、加工・流通分野の未発達や高コスト構造といった課題も明らかとなり、生産から販売までを

見据えた総合的な支援の必要性が指摘されている。

現在、同国では CARD 加盟及び国家コメ開発戦略(NRDS)策定に向けた取り組みが進められているが、研究開発能力や普及体制は十分とは言えず、体系的な技術支援体制の構築が求められている。以上を踏まえ、ジンバブエ政府は、コメの生産拡大及び生産性向上を図るため、研究能力向上及び普及体制強化を目的とした技術的支援を行う「コメ研究開発生産アドバイザー」の派遣を我が国に要請した。なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

### 3. 期待される成果

1. 今までの試験結果や普及状況を踏まえ、稲作(陸稲)の研究・試験実施体制強化に向けた体制・ガイドラインの改訂版が作成される。
2. 稲作栽培適地において 2026/2027 シーズンに適切な普及が実施されるための稲作普及体制が整備される。
3. 稲作振興政策に沿った収穫後処理機械の方針が関係者間で合意され、適切な機械が導入される。
4. コメ・バリューチェーンの現状と課題が特定され、適切な品質基準が検討される。
5. 国家コメ開発戦略(NRDS)に合致した稲作振興支援計画が策定される。

### 4. 業務の内容

本専門家は、期待される成果の活動を稲作振興分野の短期専門家と協同して担当することを想定している。具体的な業務内容は、以下の通りである。

(期待される成果 1)に関する活動)

- 1-1. C/P 機関の中央・地方試験場の施設・人的リソースを評価する。
- 1-2. 栽培試験(陸稲)の進捗と結果を確認し、適宜助言を行う。
- 1-3. 上記 1-1.及び 1-2.を踏まえて、栽培試験・農家普及の実施計画を検討する。
- 1-4. 栽培試験結果を踏まえて栽培ガイドライン(陸稲)の更新に協力する。
- 1-5. 普及員の育成計画、技術指導ツール、研修計画を確認し、助言を行う。

(期待される成果 2)に関する活動)

- 2-1. 普及員の育成計画、技術指導ツール、研修計画を確認し、助言を行う。
- 2-2. 灌漑事業地に設置された普及サイトの栽培状況をモニタリングし、助言を行う。

(期待される成果 3)に関する活動)

3-1. 稲作振興政策(生産規模、流通・販売体系)に沿った機械化の方針・計画を含むコンセプトノートを策定する。

3-2. 稲作収穫後処理機械(脱穀機・精米機、その他)の仕様、調達計画への助言を行う。

3-3. 収穫後処理機械の性能評価結果を精査する。

3-4. 収穫後処理機械のデモ・普及計画に対する助言を行う。

3-5. 収穫後処理機械の普及を目指して、民間機械販売業者を含む稲作関係者との連携可能性を検討・協議する。

(期待される成果 4)に関する活動)

4-1. 輸入米の品質・供給体制、消費者ニーズを踏まえた流通米品質基準を検討する。

(期待される成果 5)に関する活動)

5-1. ジンバブエ国におけるコメ生産・消費・輸入の動向と将来予測を踏まえ、NRDS 関係者に対して実現性の高い NRDS の策定に向けた助言を行う。

5-2. NRDS に連動した研究・普及・VC 開発支援を実施するため、関係者との協議を行う。特にジンバブエ政府が掲げる大規模稲作振興に資する方策(機械化、種子生産体制の整備、小規模農家の巻き込み、集荷サイロの活用等)を具体的に検討する。

5-3. 今後の稲作振興支援について助言・提案を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	陸稲の研究・試験実施体制強化および普及体制整備に向けた具体的アプローチ	(期待される成果 1 に関する活動)1-1~1-5 <sup>1</sup>
2	稲作振興政策に整合した収穫後処理機械の導入と普及、民間稲作関係者等との連携に関する方法	(期待される成果 3 に関する活動) 3-1~3-5 <sup>2</sup>

1 本テーマは、陸稲の研究・試験実施体制の強化と、次期作に向けた普及体制の構築を一体的に進めることを目的とする。効果的な体制整備のためには、既存の試験場の機能や人的リソースの課題を分析し、その改善策を反映した試験実施計画および栽培ガイドラインの見直しが必要とされる。また、普及員の育成、技術指導ツールの整備、対象地域の適切な選定等を通じて、実効性の高い普及体制を構築することが重要である。このため、研究・試験と普及の連携強化の観点を含め、体制整備の方向性、具体的な活動内容、実施プロセスおよびモニタリング方法について、実現可能性の高い提案を求める。

2 本テーマは、稲作振興政策(生産規模や流通・販売体系)を踏まえ、収穫後処理機械の導入方針に関する検討および普及に向けた支援のあり方を整理することを目的とする。具体的には、機械化の方向性を示すコンセプトの整理に加え、収穫後処理機械の仕様や調達計画に対する助言、性能評価結果の確認を通じて、適切な機材導入に向けた検討を行うことが求められる。また、収穫後処理機械の普及にあたっては、デモンストレーションや普及計画の進め方について助言を行うとともに、民間販売業者を含む関係者との連携可能性について検討・協議することが重要である。このため、機械化方針の整理手法、機材選定・評価に係る検討プロセス、普及に向けた関係者連携の進め方等について、具体的なかつ実現可能な提案を求める。

3	実現性の高い NRDS の策定支援の方法	(期待される成果 5 に関する活動)5-1~5-3 <sup>3</sup>
---	----------------------	--

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	稲作技術に関する業務経験
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン <sup>4</sup>	渡航開始より1か月以内	経済開発部(CC:ジンバブエ支所)	—	英語	電子データ
		C/P 機関	—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと <sup>5</sup>	国際協力調達部(CC:経済開発部)	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 (CC:経済開発部、ジンバブエ支所)	—	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部(CC:国際協力調達部、ジンバブエ支所)	—	日本語	電子データ

<sup>3</sup> 本テーマは、ジンバブエ国におけるコメ生産・消費・輸入の動向および将来予測を踏まえ、実現性の高い国家コメ開発戦略(NRDS)の策定を支援することを目的とする。NRDS策定に向けては、既存データの分析に基づく課題整理に加え、関係機関との協議を通じて、現実的かつ合意可能な方向性を導出することが重要である。また、NRDSに連動した研究・普及・バリューチェーン開発支援のあり方について、関係者間での認識共有を図る必要がある。さらに、これまでの活動成果を踏まえ、今後の稲作振興支援の方向性について整理することが求められる。このため、生産・消費・輸入動向の分析手法、関係者協議の進め方、NRDSへの反映プロセス、および今後の支援の方向性の整理方法について、具体的かつ実現可能な提案を求める。

<sup>4</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

<sup>5</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 10 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア 稲作振興(短期専門家)

イ 稲作技術(本専門家)

### (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業農村開発第2グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・本案件専門家報告書

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年6月17日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年6月26日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年7月1日 16:00-17:30
4	評価結果の通知	2026年7月6日まで

## 8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等:特になし

(2) 家族帯同:可

### 9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

① 簡易プロポーザル提出部数:1 部

② プレゼンテーション資料提出部数:1 部

③ 提出方法:国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。  
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E)

6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

## 10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

### (1) 業務の実施方針等:

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

### (2) 業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験	20点
②語学力	10点
③その他学位、資格等	10点
④業務従事者によるプレゼンテーション	20点
	(計100点)

## 12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

### (1) 報酬等単価

#### ① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,771,000	2,010,000
	個人	1,418,000	1,657,000

#### ② 教育費:

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール/現地校		425,000	460,800

③ 住居費:1,800ドル/月

④ 航空賃(往復):2,144,836円/人

### (2) 便宜供与内容

ア) 空港送迎:第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配:第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ:なし

エ) 通訳備上:なし

オ) 現地日程のアレンジ:第1次現地派業務開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供:執務スペース提供(ネット環境完備予定)

キ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者/家族は公用旅券を申請

日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

### (3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ジンバブエ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### (4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ジンバブエ支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### (5) その他留意事項

1) 派遣前(後)業務を委嘱する可能性があります。

以上

## 案件概要表

**1. 案件名(国名)**

国名：ジンバブエ共和国(ジンバブエ)

案件名：コメ研究開発生産アドバイザー

Rice Research, Development and Production Advisor

**2. 事業の背景と必要性**

(1)当該国における稲作セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ジンバブエの農業セクターは同国の労働人口の 7 割近くを雇用し、輸出額の約 45%を生むなど雇用と外貨獲得手段としての重要性は大きい。稲作は栽培面積では同国の主食作物であるメイズの千分の一以下、国内消費量の 9 割以上を輸入に頼っており、稲作生産は必ずしも盛んではないものの、その一方でコメ消費量は過去 10 年で年間 1 万トンから同 12 万トンに拡大しており、国内需要は増加傾向にある。同国は 2022 年に 141 百万米ドルの米を輸入したが、コメ価格の上昇緩和のために 2024 年にコメに対する付加価値税を除外しており、国産米の生産拡大によって貿易収支と税収の改善が期待される。

同国のコメの生産性は 0.8 トン／ヘクタール(FAO 2024)と低水準であるが、JICA が同国で実施した「稲作技術支援に係る基礎調査」(以下、基礎調査という)(2023～2024 年)において設置された展示圃場では 3 トン～5 トン／ヘクタールの収量が確認された。これらの圃場は通年で取水可能な水源や、灌漑設備(スプリンクラー、水路等)が整備されており、適切な栽培環境下では高い単収が期待されることが示唆されている。一方、コメはメイズに比べて生産費用が高いこと、同国ではコメの加工・流通分野が未発達であることから、栽培環境のみならず生産から販売に至る収益性を比較検討する必要がある。

ジンバブエでは 2004 年にコメを戦略的穀物に指定したものの、稲作振興に向けた具体的な政策の実施は限定的だった。こうした状況のなか、同国大統領夫人が 2022 年に本邦で開催された「アジア・太平洋・アフリカ女性経済サミット」(外務省招聘)に出席し、我が国の「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」協力に接したことを契機に、大統領夫人が主導する政策「女性のための農業プログラム(Agric4She)」としてコメの自給率達成を目指すことに至った。さらに、上述の JICA による基礎調査を踏まえ、同国では CARD への加盟と国家コメ開発戦略(NRDS)策定に向けた動きが活発化している。

係る状況において、ジンバブエ政府は研究能力向上と普及体制構築を通じて同国におけるコメの生産拡大と生産性向上を達成するため、我が国に対して個別専門家

「コメ研究開発生産アドバイザー」の派遣を要請した。当該専門家は、国産米の生産拡大を通じて同国の食料安全保障の強化とコメ生産農家の収益向上に寄与することが期待されている。

(2) 稲作セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は 2020 年 12 月に対ジンバブエ国別開発協力方針を策定しており、重点分野の一つに「豊富な各種資源の有効活用」を設定している。農業分野においては、ジンバブエの肥沃な土壌や広大な大地といった豊富な自然資源を生かし、市場志向型農業の推進や灌漑施設の有効活用等による農業・農村振興のための支援を掲げている。本事業は、同国の農業生産資源を活用して市場志向の稲作振興を支援するものであり、上記方針に沿っている。

JICA では、2019 年より市場志向型農業アプローチ(SHEP)に基づいた園芸生産支援を実施するとともに、乾季の灌漑用水確保を目的に同国東部の灌漑地区においてポンプ場や灌漑施設等の建設・改修を整備した。また、JICA では農業・農村開発におけるグローバル・アジェンダ(GA:課題別事業戦略)のなかでアフリカにおける稲作振興とコメの安定的生産を掲げており、本事業は同 GA に合致している。

(3) 他の援助機関の対応

同国において他の援助機関による稲作支援は活発ではないものの、国際農業開発基金はコメを含む作物のバリューチェーン開発に関連した支援を実施している。

### 3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名

首都ハラレ及び各州のデモ圃場

(2) 事業実施期間

2024 年 10 月～2027 年 9 月を予定(計 36 カ月)

(3) 事業実施体制

土地・農業・水産・水・地方開発省(Ministry of Lands, Agriculture, Fisheries, Water and Rural Development))研究・教育・専門サービス局(Directorate of Research, Education and Specialist Services: DRESS)

### 4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果1: 市場志向の稲作普及の方針が提示される。

成果2: 稲作栽培・販売適地が特定される。

成果3: 成果 1 に寄与する栽培技術・品種が特定される。

成果4: 上記を踏まえた国家コメ開発戦略が策定される。

(2) 主な活動

- 1-1. 基礎調査を実施したデモ圃場や本専門家が赴任後に展開するデモ圃場における稲作生産の実績をもとに費用便益分析を行う。
- 1-2. 他の畑地作物(メイズ等)の収益性を調査し、稲作の収益性と比較する。
- 1-3. 精米業者・販売業者・加工業者の事業状況を確認する。また、コメの最終消費市場と流通チャネルを特定する。
- 1-4. 消費市場のニーズ・嗜好、精米業者等が求める粳の品質・生産量を確認する。
- 1-5. 持続可能な農業技術(脱炭素化技術等)の可能性について調査する。
- 2-1. 栽培環境(畑地灌漑/低湿地、土壌肥沃度)や気象条件(降雨量)、他の畑作物の栽培状況、生産販売チャネルをもとに栽培・販売適地を特定する。
- 2-2. 上記の活動を通じて稲作普及・研究の方針を実施機関と協議し、普及対象農家の条件を特定する。
- 2-3. 栽培適地の中核農家を選定しデモ圃場を設置する。栽培指導と営農指導を行う。
- 3-1. 栽培適地の条件や市場ニーズを踏まえて品種試験を行い、適切なコメ品種を選定する。
- 3-2. 上記で選定されたコメ品種の栽培試験を実施し、生産者が利用可能な技術を特定する。
- 3-3. 栽培試験の結果を踏まえて、栽培ガイドラインを開発し、普及員に対する研修を実施する。
- 3-4. 品質の良い種子生産のための体制を提案する。
- 4-1. 活動1や活動2の成果を踏まえて国家コメ開発戦略(NRDS)を策定・更新を支援する。
- 4-2. NRDSを遂行するためのJICA支援事業を検討する。
- 4-3. 同国の稲作支援に係る開発パートナーとの連携可能性を検討する。特に加工・流通などの民間事業者に対する事業との連携を検討する。

以上